

県立学校における「『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準」等を踏まえた具体的な留意事項
【レベル1バージョン】
(令和5年2月27日現在)

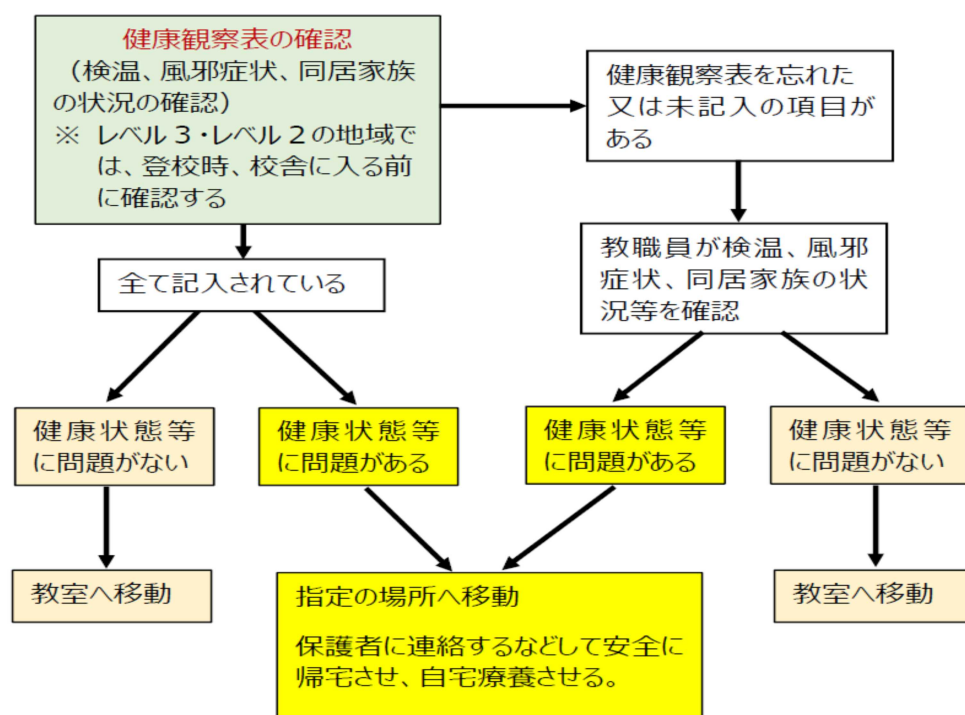
児童生徒等の健康観察実施上の留意事項

【衛生管理マニュアル(2022.4.1 Ver.8)22～24P 参照】

学校内での感染拡大を防ぐためには、外からウイルスを持ち込まないことが重要であり、このためには各家庭の協力が不可欠です。PTA等と連携しつつ保護者の理解が得られるよう、学校からも一斉メール等を活用して、積極的な情報発信を心がけるとともに、家庭の協力を呼びかけることが重要です。

【健康観察の際の留意事項】

- ・児童生徒も教職員も、毎日の登校・出勤前の健康観察を継続する。
- ・発熱や咳等の症状がある場合には、児童生徒も教職員も自宅で休養する。
- ・児童生徒本人のみならず、家族への協力を呼びかけ、同居の家族にも毎日健康状態を確認するよう協力を求める。
- ・登校時の検温結果の確認及び健康状態の把握を行う。
- ・「健康観察シート」を活用し、児童生徒の情報の共有を図るとともに、児童生徒の体調を管理する。



【その他】

- ・令和5年4月1日以降のマスク着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本する」等とされており、これらに係る留意事項等については改めて示される予定である。(4文科初第2153号「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について(通知)(令和5年2月10日))

体調不良の児童生徒に対応する上での留意事項

【衛生管理マニュアル(2022. 4. 1 Ver. 8) 19、22、23 P 参照】

学校内での感染拡大を防ぐためには、学校長を責任者とし、保健主事、養護教諭、各学級担任などとともに、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備することが重要です。また、感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備しておくことが必要です。

【体調不良の児童生徒に対応する際の留意事項】

- ・教職員は、児童生徒の健康状態に留意し、早期発見に努める。
- ・発熱等の風邪症状が見られた場合には、当該児童生徒を別室で待機させ、安全に帰宅させるとともに、受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取りながら、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。
- ・児童生徒には、体調不良者の付き添いをさせない。
- ・体調不良者が使用するトイレや手洗い場を限定し、清掃や消毒等は職員が行う。

【保健室対応の際の留意事項】

- ・保健室の機能を維持できるよう、新型コロナウイルス感染症が疑われる児童生徒への対応は、専用の部屋を用意することが望ましい。
- ・専用の部屋を用意することが難しい場合は、保健室内を可動式パーテーションで区切る、入口を分けるなどのゾーニングをして対応する。
- ・保健室入室前に、簡単な問診と非接触型体温計にて検温する。
- ・発熱や風邪症状がある場合は、保健室に入室させず、別室で休養させる。

【抗原簡易キットの活用について】

- ・抗原簡易キットは、抗原定性検査を簡易かつ迅速に実施するものであり、その特性として結果をその場で得られること、特に有症状者に対して適切に使用した場合に早期発見のために有用とされている。
- ・児童生徒が登校後に体調不良をきたした場合は、保護者に連絡の上すみやかに帰宅させ、医療機関を受診させることが原則であり、補完的な対応として検査キットを使用することが考えられる。

保健体育学習及び体育的行事の実施に関する留意事項

【衛生管理マニュアル(2022. 4. 1 Ver. 8) 40～41、50～52 P 参照】

生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」など、感染リスクの高い活動については、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施について慎重に検討します。

【保健体育学習及び体育的行事の留意事項】

- ・感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動として、「生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク」「近距離で一斉に大きな声で話す活動」「密集する運動」「近距離で組み合ったり接触したりする運動」等が挙げられる。
 - ・マスクの着用については必要ないが、体育の授業における感染リスクを避けるために、生徒の間隔を十分確保するなど、事務連絡「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」（令和4年5月24日）、事務連絡「マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）」（令和4年10月19日）を踏まえた取扱いとすること。
 - ・医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せずに、児童生徒や保護者の意向を尊重すること。
 - ・安全な実施が困難な場合、ICT機器を活用した知識を深める活動など、指導方法を工夫すること。
- * 「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を行った上で実施することを検討します。その際には、レベル2地域における留意事項も、可能な範囲で参照します。

部活動の実施に関する留意事項(改訂版) (令和5年2月27日時点)

【衛生管理マニュアル(2022.4.1 Ver.8) 53～56P 参照】

密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動の実施は慎重な検討が必要です。

【運動部活動における留意事項】

- 全ての活動において、考えられる最大限の感染防止対策を講じるとともに、(別紙) 部活動の実施における遵守事項(令和5年2月27日から) に則った上で実施すること。
- 活動日数及び時間は、「運動部活動運営・指導の手引」を基に各校で定めた「部活動の方針」の内容を遵守し、感染拡大防止の観点からも、可能な限り短時間で効果的な活動に積極的に取り組むこと。

1 練習試合等の他校との交流について

実施については、その必要性や感染防止対策、交流する学校等の地域の感染状況等を踏まえ計画し、保護者の同意を必ず得た上で、校長の責任の下、判断すること。

2 大会参加について

参加については、保護者の同意を必ず得た上で、校長の責任の下、判断すること。
また、会場への移動・食事・宿泊、会場での更衣室や会議室の利用時などにおいても、生徒、顧問等の感染防止対策を徹底すること。

3 宿泊を伴う活動について

宿泊については、日程や移動距離、生徒の健康面への配慮等、その必要性を踏まえ判断すること。

宿泊する場合は、特に感染防止対策を徹底する必要があることから、校長は、事前に参加計画等によりその内容を確認し、必要に応じて指導・助言すること。

4 その他

- 地域の感染状況によっては、校長の判断により、活動を一時的に停止するなど柔軟な対応をすること。
- 上記の活動を行った場合は、活動終了後、十分な健康観察をすること。
- 各競技の国内統括団体である中央競技団体は、競技ごとの特性を踏まえた独自のガイドライン(指針)作りや改訂を進めており、随時ホームページに掲載・公開することとしているので、その動向を注視するとともに、各競技が採るべき最新の感染防止対策を講じること。
- 練習等において、審判を依頼したり、保護者や関係者が試合観戦したりする場合も、十分な感染対策を講じること。
- 本件に関する各種問合せについては、保健体育課まで連絡すること。

【文化部活動における留意事項】

- 運動部活動における留意事項に準ずること。
- 活動する際は、文化芸術団体が作成するガイドライン及び「文化部活動運営・指導の手引」（平成31年3月秋田県教育委員会）に準拠すること。
- 地域や学校の感染状況によっては、活動場所を分散し、一部屋の人数を減らすなど、練習方法を工夫すること。
- コンクール等の参加に当たっては、学校として主催団体とともに責任をもって、大会における演技、演奏時間等のもとより、会場への移動・会食・宿泊、会場での更衣室や会議室等の利用時などにおいても、生徒、顧問等の感染拡大を防止するための対策を講じること。

部活動について、競技中や練習中だけでなく、生徒同士での会食、長時間の集団での移動、寮生活などを含め、長時間にわたって生徒や指導者が行動を共にしている場合は、集団内での感染拡大の可能性が高まると考えられることが指摘されている。部活動の内外を問わず、集団で長時間活動する場合は、感染症対策を徹底することが必要である。

【具体的な感染症対策】

- 飛沫感染に留意し、近距離での大声を徹底的に避ける。
- こまめな手洗いを励行する。
- 体調のすぐれない生徒などは部活動への参加を見合わせ、自宅で休養する。
- 部活動の練習場所や更衣室など、また食事や集団での移動の際の三密を避ける。

部活動の実施における遵守事項（令和５年２月２７日から）

（活動全般）

- 学校関係者に陽性者や濃厚接触者等が確認され、感染の拡大が危惧される場合は、直ちに活動を中止するとともに、再開については学校医等に相談した上で慎重に判断すること。
- 練習前に、検温及び聞き取り等による健康観察を徹底し、少しでも体調に異変がある場合は、練習に参加させないこと。
- 顧問等の立ち会いの下、活動を行うこと。
- 練習前後の更衣やミーティングを行う場合は、三密を避けること。
- 練習会場の広さに対する部員数から、密を回避できないと判断される場合は、学年ごとや男女別に分けるなど、活動形態・方法を工夫すること。
特に、屋内で活動する場合は、各種目の特性に応じて、近距離で大声を出す活動などの感染リスクの高い活動は、可能な限り避けること。
- 練習会場はもちろんのこと、更衣室等についても常時又は定期的な換気を行い、完全に外気と入れ替わるようにすること。

（食事）

- 食事をする際は、間隔を十分に確保するなど感染防止対策を徹底すること。

（移動、宿泊）

- バスや自家用車等で移動する場合は、マスク着用を推奨し、座席に余裕をもって、人数を割り当てるとともに、常時、又は定期的な換気を行うこと。
- 宿泊する場合は、感染防止対策を徹底しているホテルや旅館を選定すること。セミナーハウスや合宿所を使用する際も十分な感染防止対策を講じること。ただし、他校のセミナーハウス等に宿泊しないとともに、自校のセミナーハウス等に他校生徒を宿泊させないこと。
また、その際、個室での宿泊が望ましいが、２人以上の相部屋とせざるを得ない場合は、部屋の広さに対する人数に、十分配慮すること。

（他校等との交流）

- 交流後の健康観察は特に徹底し、参加者に異変があった場合は、関係校間で速やかに情報共有するなど、部内、校内、他校への感染拡大防止に細心の注意を払うこと。

（県外校等との交流）

- 相手校が所在する都道府県等（設置者）のコロナ禍における部活動の方針（制限等）を踏まえた上で計画すること。なお、対戦校が私立学校の場合は、互いの校長が交流内容や感染防止対策等について、事前に確認した上で計画すること。

給食及び昼食実施上の留意事項

【衛生管理マニュアル(2022. 4. 1 Ver. 8) 56、57 P 参照】

学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底してください。

【実施の際の留意事項】

- ・ 衛生管理を徹底した上で、通常の学校給食の提供方法を開始する。
- ・ 各学校で作成の「給食指導の要領」等に基づき、事前に全教職員が研修を行った上で、児童生徒等に対し、衛生管理等について適切に指導する。
- ・ 児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底する。
- ・ 配食の前に配膳台及び机上を清拭する。
- ・ 配食は、給食当番などに限定し、清潔なエプロン、マスク、帽子を着用させる。また、学級担任等は、国の定める学校給食衛生管理基準に基づき、給食当番の健康状況、身支度、手洗いの確認を行い、「給食当番点検票」に記録する。
- ・ 会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、「机を向かい合わせにしない」「大声での会話を控える」等の対応を行う。また、机上にハンカチ等を置き、いつでも使用できるようにするなど、咳エチケットを徹底する。
- ・ 座席の配置の工夫や適切な換気の確保等の措置を講じた上で、給食の時間において、児童生徒等の間で会話を行うことは可能なので、感染状況を踏まえつつ、地域の実情に合わせた取組を検討する。（事務連絡「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更等について（令和4年11月29日））

高等学校等で生徒が昼食をとる場合や、教職員の食事の場面においても注意が必要です。

【実施の際の留意事項】

- ・ 生徒同士での昼食や、教職員が同室で昼食をとる場合は、飛沫を飛ばさないような席の配置や、距離がとれなければ会話を控えるなどの対応を行う。
- ・ 食後、歓談する際には、必ずマスクを着用する。

※給食後等に、学校で歯磨きや洗口を行う場合は、児童生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気のよい環境で行うよう指導する。

登下校に関する留意事項

【衛生管理マニュアル(2022. 4. 1 Ver. 8) 58、59 P 参照】

登下校時において、「3つの密」が生じうることを踏まえた工夫や指導が必要です。

【登下校中の留意事項】

- ・マスクの着用については必要ないが、登下校中の感染リスクを避けるために、できるだけ距離を空ける、近距離での会話を控えるなど、事務連絡「学校生活における児童生徒等のマスクの着用について」（令和4年5月24日）、事務連絡「マスクの着用に関するリーフレットについて（更なる周知のお願い）」（令和4年10月19日）を踏まえた取扱いとすること。
- ・登下校中は、必要以外のものに触らないよう指導する。また、不要不急なところには立ち寄らないよう指導する。

【スクールバス乗車の際の留意事項】

- ・利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控えることやマスクの着用を推奨する。
- ・乗車中の咳エチケットや降車後の手洗い等について指導する。
- ・利用者の状況に配慮しつつ、定期的に窓を開け換気を行う。
- ・地域の感染状況に応じ、多くの利用者が触れるドアノブ等を適宜消毒すること。

【公共交通機関を利用する際の留意事項】

- ・公共交通機関を利用する場合には、マスクの着用を推奨する、帰宅後（または学校到着後）はすみやかに手を洗う、顔（目、鼻、口）を触らないなど、接触感染対策を行うよう指導する。
- ・順番待ちで並ぶ際も間隔を空け、できるだけ密集・密接しないよう指導する。

児童生徒定期健康診断実施上の留意事項

【衛生管理マニュアル(2022. 4. 1 Ver. 8) 59、60 P 参照】

健康診断は、学校教育活動を行う上で、児童生徒等の健康状態を把握し、必要な措置を講じるという重要な役割を果たしていることから、早期に実施することが求められています。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合は当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施します。

(令和4年3月2日付け教保-1455)

【実施の際の留意事項】

- ・ 3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなど工夫する。
- ・ 児童生徒及び健康診断に関わる教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底する。
- ・ 部屋の適切な換気を行う。
- ・ 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際にはできるだけ2 m程度（最低1 m）の間隔をあける。
- ・ 会話や発声を控えるよう児童生徒に徹底する。
- ・ 検査器具の消毒等を徹底する。（特に児童生徒の顔・口や手に触れるもの）
- ・ 実施時期の判断や実施の方法等については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分に連携し、共通理解を図る。

家庭内で感染を防止する上での留意事項

【衛生管理マニュアル(2022. 4. 1 Ver. 8) 15、20 P 参照】

新型コロナウイルス感染症の感染経路については、すべての学校種で「感染経路不明」に次いで「家庭内感染」が最も高い割合になっており、学校における感染拡大につながる例が見られます。主な感染経路は飛沫感染と接触感染です。生徒のほか、保護者の皆様にも感染対策を呼びかけてください。

【家庭内でできる感染予防】

- ・ 規則正しい生活をする。
- ・ 毎朝の健康観察を実施する。
- ・ 外出先等で十分に距離が確保できない場合はマスクの着用を推奨する。
- ・ こまめに手洗いをを行う。
- ・ こまめに換気をする。
- ・ 共有部分は消毒する。

* 家族に未診断の発熱などの症状がある場合に、感染経路の不明な感染者数が増加している地域では、児童生徒等の登校を控えることが重要です。

* 長期間学校を離れる長期休業に入る前において、当該期間の過ごし方に関して保護者へ協力を呼びかけることも重要です。